

高齢者施設の管理者の方へ

～PCR検査の留意点～



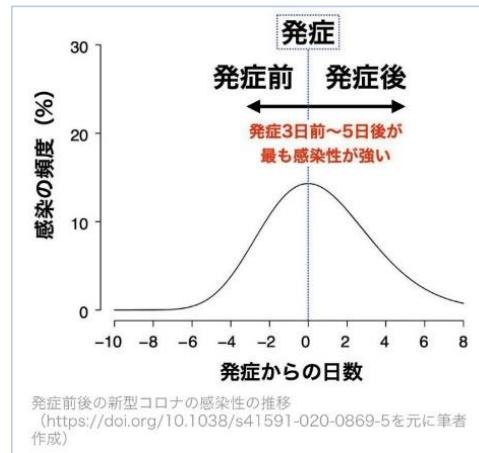
施設においてPCR検査を実施される際は、以下の事項に留意するとともに、検査を受ける職員のみなさまにもお知らせし、ご理解いただくようお願いします。

最近の流行状況

- 新規陽性者数が急激に増加し、3度目となる緊急事態宣言が発令されます。高齢者施設等でも大規模なクラスターが発生しています。
- 高齢者層の入院患者数は高い水準にあり、重症患者数も70代以上が約5割を占めています。
- 感染力が強い変異株が全国的な広がりを見せており、都においても流行の主体が従来株から変異株に移りつつあります。感染者数の爆発的な増加と医療提供体制のひっ迫が危惧されます。重症化リスクの高い高齢者層への感染を徹底的に防止する必要があります。

検査の意義

- 新型コロナウイルス感染症は、発症する前の状態から人にウイルスをうつすことがあります。
- そのため、日頃からマスクの着用や、手洗いの徹底、「密閉・密集・密接」の3密を避けることが重要です。
- 高齢者施設の入所者は重症化リスクが高く、集団感染が生じると、入所者や施設運営へ重大な影響が及ぶほか、医療提供体制への負荷の増大にもつながります。定期的な検査で感染者を早期に発見する必要があります。
- 実際に予防的検査で感染者を発見した施設からは、「発症する前に対応するのと、発症者が集団的に出てから対策を講じるのでは雲泥の差がある」との意見をいただいています。



ワクチン接種が始まったので、もう検査は必要ないのでは？

- ワクチン接種には、感染しても重症化しにくい効果が期待できますが、感染そのものを防ぐ効果や効果の持続期間などは明らかになっていません。また、様々な事情で接種しない人、できない人がいることから、引き続き、ワクチン以外の感染予防策が必要です。
- 施設内クラスターを防ぐため、検査へのご理解・ご協力をお願いします。



東京都福祉保健局

Bureau of Social Welfare and Public Health

令和3年4月23日版

検査の手順

- 施設等職員の管理下で唾液検体を自己採取する場合は、別添「新型コロナ検査における唾液採取の注意点」をよくご確認ください。
- また、具体的には、検査機関からの指示に従って実施してください。

注意

咳、発熱、味覚障害等の有症状者は、医療機関を受診してください



陽性となった場合は、どうすれば良いですか？

- 検査で陽性となった場合は、検査機関から施設に連絡が入りますので、必ず医療機関を受診し、確定診断を受けるなど医師の指示に従ってください。
- 陽性が確定した際は、管轄保健所・区市町村への連絡をお願いします。

検査を受けてから結果が出るまでは勤務しても良いのですか？

- 検査結果が出るまでの間は、マスク着用・手洗い等の標準予防策を取り、通常どおり勤務して構いません。
- また、結果が陰性であっても、引き続き標準予防策は徹底してください。

検査は何回実施すれば良いのですか？

- 検査結果は検査時点での感染状況でしかなく、陰性であっても、感染早期でウイルスが検知されない場合や、その後に感染する可能性もあります。
- 国は、東京都等に対し、集中的な対策で感染を抑え込むため、高齢者施設の従事者等への検査を4月から6月にかけて週1回程度実施するよう求めています。
- 都がPCR検査キットを送付する取組では、6月までの間に週1回実施していくだけます。また、都の「新型コロナウイルス対策強化事業」による検査費用の補助もあります。施設の実情に応じてこれらの支援策をご活用いただき、検査を週1回の頻度で実施されるようお願いします。

応援職員の派遣

- 職員の出勤停止等により、法人内や区市町村内での調整を経てもなお、職員が不足する場合に備え、東京都は東京都社会福祉協議会及び東京都老人保健施設協会と協定を締結し、施設間で応援職員を派遣するための体制を構築しています。
- 万一の事態に速やかに対応できるよう、協力施設への登録をお願いします。



東京都福祉保健局

Bureau of Social Welfare and Public Health

令和3年4月23日版

新型コロナ検査における唾液採取の注意点

施設や職場などで新型コロナウイルス感染症検査のために
唾液を自己採取する際は、以下の方法で行ってください。

1. 採取前の準備

被検者が所属する施設等の職員（被検者本人とは別の職員、マスクを着用）が、

- ① 検体容器に油性ペンで被検者の名前を記載し、上から透明なセロハンテープ等で保護します。（印字したラベルの貼付も可。）
- ② 被検者が採取の前少なくとも10分間※に飲食（飲水を含む）や歯磨き、うがいを行っていないことを確認します。 ※30分間ほどが望ましい。

2. 採取

施設等の職員の管理下で、被検者本人が、

- ① 検体容器に被検者の氏名が記載されていることを確認します。
- ② 唇を閉じて、口の中に唾液がたまるのを待ちます。
- ③ 容器のふたを開けて唾液を直接滴下します。液体成分が十分量（1～2 mL程度）に達するまで②と③を繰り返します。
※②、③は被検者が職員と向き合わないよう、後ろや壁を向いて行います。
- ④ 液体成分が十分量に達したら、しっかりと蓋を閉め、容器の外面をアルコール綿で拭きます。



泡がない
十分量採取されている



泡が多い
十分量採取されていない

3. 保管・輸送

- ① 施設等の職員はマスク及び手袋を装着した上で検体容器を回収し、可能な限り速やかに冷蔵庫（4℃）または氷上に保管します。
- ② 検査実施機関の定める方法により、輸送を行います。